

令和3年12月24日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

各独立行政法人の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「自己啓発等休業の運用について」の一部改正について（通知）

「自己啓発等休業の運用について（平成19年7月20日職職一256）」の一部を下記のとおり改正したので、令和3年12月24日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第1 自己啓発等休業の承認関係 1・2 (略) 3 自己啓発等休業法第3条第1 項の「職員の勤務成績」とは、 自己啓発等休業を請求した職員 <u>に係る人事評価記録書（人事評 価の基準、方法等に関する政令</u>	第1 自己啓発等休業の承認関係 1・2 (略) 3 自己啓発等休業法第3条第1 項の「職員の勤務成績」とは、 自己啓発等休業を請求した職員 <u>の勤務評定記録書その他当該職 員の勤務成績を判定するに足る</u>

<p><u>(平成21年政令第31号) 第21条に規定する人事評価記録書をいう。)</u> その他当該職員の勤務成績を判定するに<u>足りると認められる事実に基づくもの</u>をいう。</p> <p>4～8 (略)</p>	<p>と認められる事実に基づくものをいう。</p> <p>4～8 (略)</p>
---	--

以 上